

令和7事業年度

JA赤城たちばなの経営概況

発行 令和 8 年 6 月

赤城橘農業協同組合

〒379-1124

群馬県渋川市赤城町滝沢64番地2

TEL 0279-56-4151

FAX 0279-56-4152

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（令和6事業年度）	2
5. 農業振興活動	2
6. 地域貢献情報	3
7. リスク管理の体制	3
(1) リスク管理の基本方針	3
(2) リスク管理体制の内容	3
(3) 監査体制	3
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	3
(1) 基本方針	3
(2) 法令遵守の体制	3
9. 金融ADR制度への対応	4
10. 自己資本の状況	4
11. 主な事業の内容	5

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	14
2. 損益計算書	16
3. 注記表	18
4. 剰余金処分計算書	39
5. 部門別損益計算書	41
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	42
7. 会計監査人の監査	43

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標	44
2. 利益総括表	44
3. 資金運用収支の内訳	45
4. 受取・支払利息の増減額	45

III 事業の概況

1. 信用事業	46
(1) 貯金に関する指標	46
①科目別貯金平均残高	46
②定期貯金残高	46
(2) 貸出金等に関する指標	46
①科目別貸出金平均残高	46
②貸出金の金利条件別内訳残高	46
③貸出金の担保別内訳	47
④債務保証見返額の担保別内訳残高	47
⑤貸出金の使途別内訳残高	47
⑥貸出金の業種別残高	48
⑦主要な農業関係の貸出金残高	48
⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高	49
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	50
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
⑪貸出金償却の額	50

(3) 内国為替取扱実績	50
(4) 有価証券に関する指標	51
① 種類別有価証券平均残高	51
② 商品有価証券種類別平均残高	51
③ 有価証券残存期間別残高	51
(5) 有価証券の時価情報等	52
① 有価証券の時価情報等	52
② 金銭の信託の時価情報等	52
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	52
(6) 預かり資産の状況	52
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	52
② 残高有り投資信託口座数	52
2. 共済取扱実績	53
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	53
(2) 医療系共済の共済金額保有高	53
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	53
(4) 年金共済の年金保有高	54
(5) 短期共済新契約高	54
3. 農業・生活その他事業取扱実績等	55
(1) 購買事業取扱実績	55
① 受託購買品	55
② 買取購買品	55
(2) 販売事業取扱実績	55
① 受託販売品	55
② 買取販売品	56
(3) 保管事業取扱実績	56
(4) 利用事業取扱実績	56
(5) 指導事業収支内訳	56
 IV 経営諸指標	
1. 利益率	57
2. 貯貸率・貯証率	57
 V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	58
2. 自己資本の充実度に関する事項	60
3. 信用リスクに関する事項	66
4. 信用リスク削減手法に関する事項	74
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	75
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	75
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	76
8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	77
9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	77
10. 金利リスクに関する事項	78
 【JAの概要】	
1. 組織機構図	80
2. 役員一覧	81
3. 会計監査人の名称	82
4. 組合員数	82
5. 組合員組織	82
6. 特定信用事業代理業者の状況	82
7. 地区一覧	83

8. 店舗一覧	83
9. 沿革・歩み	83

ごあいさつ

組合員をはじめ地域の皆様には、平素より当ＪＡの事業に対し、特段のご理解と多大なるご協力をいただき心より感謝申し上げます。

現在、農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。生産資材価格の高騰や市場の不安定化が続くなか、農業所得の確保には「適正価格の形成」がこれまで以上に重要となっております。当ＪＡといたしましては、販売力の強化や情報発信の充実を図り、組合員の皆様が正当に評価される価格で取引が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

一方で、地域では人口減少が進み、組合員数の減少という厳しい現実にも直面しております。持続可能な事業運営を実現するためには、これまでの経営形態を見直し、より効率的で将来を見据えた組織体制を構築することが不可欠です。今後も皆様との対話を重ねながら、地域の実情に即した改革を着実に進めてまいります。

ＪＡは、金融・共済・販売・購買・営農指導など、地域の暮らしと農業生産を支える重要なインフラとしての役割を担っております。この役割を今後も確実に果たし、地域の暮らしと農業を守る「なくてはならない存在」であり続けることが、私たちの使命であります。

令和８年度は、当ＪＡの「第１０次中期３カ年計画」の２年目にあたり、「農業者の所得増大」「地域の活性化」「持続可能な経営基盤の確立・強化」を基本目標とした自己改革の実践を、引き続き力強く推進してまいります。

これからも「ＪＡ赤城たちばな」は、地域にとって欠かせないＪＡであり続けるため、組合員の皆様との徹底した対話を重ね、総合事業を基本とした不断の自己改革に、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

赤城橘農業協同組合
代表理事組合長 齊田和則

1. 経営理念

「ＪＡ赤城たちばなは、人と農を愛し地域の発展に貢献します。」

- ＪＡ赤城たちばなは人を大切にします。

人とは、組合員、利用者、地域の人々、役職員のことであり、お互いに人を思いやるやさしい心・助け合う心・協同の心を育み、人と人の絆を大切にします。

- ＪＡ赤城たちばなは自然を大切にします。

農業を通じて水・緑を守り、美しい環境を残していくために自然を大切にします。

- ＪＡ赤城たちばなは地域の発展と豊かな暮らしの実現に貢献します。

ＪＡは地域の人々と共生・共存します。ＪＡの持つ機能を最大限に発揮し、ニーズに合った事業・サービスを提供し、豊かな暮らしの実現と安心して暮らせる明るい社会づくり、地域の発展に貢献します。

2. 経営方針

社会情勢や経済基盤の変化によって組合員・地域住民の価値観が多様化している中で、協同組合活動が担っている社会的責任の原点である「営農とくらしを守る」ことを基本に各事業を通じ地域農業振興と、地域社会の活性化に貢献します。

ＪＡの経営資源の確保、財務の健全性、経営の透明性を一層高め、いかなる環境変化にも対応できる経営基盤の強化を図るとともに、組合員・利用者の期待に応えられるきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

令和７年度に策定した第１０次中期計画における当ＪＡの自己改革は、地域の特性を活かした加工向け野菜の拡大及びその生産コスト削減を目標に掲げました。本年度は、新たな目指すべき姿をより具体化実践する２年目となります。また、自己改革を支える経営基盤強化策は、事業管理費などのコスト削減に加え信用事業における運用力強化策、販売事業における契約販売の拡大による手数料収益の安定化など経営基盤強化の実効性のある取組が試される年度となります。

令和８年度は、今後のＪＡ赤城たちばなのあるべき姿に近づくため、第１０次中期計画において掲げた工程を着実に実践してまいります。

3. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性部などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和7事業年度）

現在、農業を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。生産資材価格の高騰や市場の不安定化が続くなか、農業所得の確保には「適正価格の形成」がこれまで以上に重要となっております。当JAといたしましては、販売力の強化や情報発信の充実を図り、組合員の皆様が正当に評価される価格で取引が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

一方で、地域では人口減少が進み、組合員数の減少という厳しい現実にも直面しております。持続可能な事業運営を実現するためには、これまでの経営形態を見直し、より効率的で将来を見据えた組織体制を構築することが不可欠です。今後も皆様との対話を重ねながら、地域の実情に即した改革を着実に進めてまいります。

各事業の実績については、信用事業においては、期末貯金残高は、地方公共団体からの公金の一時的な預かりにより前期対比107%となり、期末預金残高も110%となりました。資金収支は、金利上昇の影響により貯金利息は前期比571%となり、預金利息も前期比141%となりました。その結果、資金利ザヤは拡大し信用事業総利益は1億99百万円、前期比106%となりました。

共済事業においては、地域の方々に寄り添った保障点検活動ができる職員の育成、新がん共済や予定利率が上昇した一時払共済のお知らせ活動に取り組みました。さらに、事業推進支援制度による班推進体制を設け、5年ぶりに推進総合目標を達成しました。事業量目標の達成に努め、新契約ポイントは前期対比114%となりました。その結果、共済付加収入は前期対比104%、共済事業総利益は前期対比104%となりました。

購買事業においては、営農経済渉外による推進活動や、品目ごとの予約価格を設定した取り纏めを実施し、生産者の皆様にご利用いただき購買事業取扱高は前期対比101%、計画対比110%となりました。しかしながら、資材仕入価格の高騰等の影響により購買事業総利益は前期対比99%、計画対比104%となり前年度を下回る結果となりました。

販売事業においては、経済情勢の変化による飼料や生産資材の高騰、異常気象による販売価格の急激な変動など、農畜産物の販売環境は大変厳しい状況ではありましたが、生産者組織を中心とした組合員の皆様から多くのご協力を頂き、当初の計画を達成する事が出来ました。

その結果事業総利益では、592,940千円で前年対比105%、計画対比107%となり、事業利益では、8,527千円で前年対比19%、計画対比68%となりました。当期剰余金については、19,434千円で前年対比38%、計画対比78%となりました。

5. 農業振興活動

1. 訪問活動や生産者組織を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
2. 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取組について、目標および実践具体

策の策定と合わせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実施するほか、「地域の活性化」にも取

り組みます。

- ①担い手経営体や中核的担い手を対象として、次のことに取組みます。

（ア）コンテナ出荷の拡大によるコスト削減

（イ）加工向け野菜の取扱い拡大

- ②農業融資の担当者を配置し、農業者との関係強化および相談対応等の強化に努めます。

- ③「地域の活性化」に向けて次のことに取組みます。

（ア）ちびっこ農業体験の開催

（イ）就農支援講座の開催

6. 地域貢献情報

当JAは、渋川市を事業地区として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いを助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を原資としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、当JAが緊急事態（大規模な地震等）に遭遇した場合において、組合員・利用者・役職員の安全を確保しつつ、中核となる事業の早期復旧や継続を可能とするための事業継続計画（BCP）についても取り組んでいます。さらに、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

7. リスク管理の体制

（1）リスク管理の基本方針

資産の運用に伴う各種のリスクに対しては、組合員や利用者の資産を守るという観点や、JA経営の安定化・強化を図るという観点などからも、資産運用の多様化・分散化などを通じて適切に管理の上、運用資産全体としてのリスクの削減に努める必要があります。

このため、運用資産に関する収益とリスクを適正に評価し、管理しうるような体制整備を図ります。

また、JAの信用事業を運営していく中で、事務処理上のミス、あるいは事故や不正等の発生により、組合員や利用者へ過大な迷惑をかけ、JAが金銭的な損失をこうむる、あるいは組合員等利用者からの信頼を損なうといった「リスク」が存在します。

これらの事故や不正等が発生してしまった場合の早期・適切な対処は当然のこと、このようなリスクを防止するという観点から、業務の遂行の仕組みを常に点検し、見直していくような体制整備を図ります。

（2）リスク管理体制の内容

信用リスクは、金融機関業務のリスクの中で根幹をなし、その内容は、融資業務・有価証券を中心とした余裕金運用に関するものと、市場金利に関するものなど多種にわたっております。

当JAの信用リスク管理体制については、リスクの的確な把握と厳正な管理のため、審査体制、債権管理体制、ALM体制を整え、相互牽制機能が働くようそれぞれが独立した活動をしております。

当組合は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与への対策を経営上の重要な課題として位置づけ、適用される関係法令等を遵守し、時々変化する国際情勢及び直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理体制を主体的に構築し整備します。

（3）監査体制

当JAでは、監査室を設置し、事務処理の合理化・効率化及び法令違反等によるJAの損害を未然に防止するという観点から内部統制としての内部監査並びに理事職務執行状況を監査する為の監事監査を行っています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）基本方針

JAは、法令等さまざまな適用を受けていますが、社会的責任や公共的使命を果たすため法令・定款や社会的規範などを遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することが必要です。

そのためには、コンプライアンス態勢を確立し、役職員一人一人が不断の努力を行うとともに自己責任の原則に基づき法令等を遵守し健全で透明性の高い組織風土を醸成することにより、社会的責任や公共的使命を果たしていくものとします。

（2）法令遵守の体制

当JAでは、役職員が遵守すべき倫理憲章・行動規範を制定し、全役職員に配布し階層別会議・部門別会議において周知徹底を図るとともに法令・社会規範等の遵守状況チェックを行うなど、法令遵守体制の強化に努めています。

また、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、よりコンプライアンスを浸透させるため、年間の具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づく諸施策を以下のとおり取り組んでいます。

第1に、遵守すべきルールを明確化するために「コンプライアンスの実践にかかる基本方針および遵守基準」およびその具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し全役職員で実践しています。

第2に、コンプライアンスの統括部署および関連部門を定め、それぞれの役割を明確化するとともに全部署並びに全支所にコンプライアンス担当者を配置しています。

第3に、役員・上級管理者に対する階層別集合研修、各支所における勉強会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。

今後も、これまでに確立したコンプライアンス態勢の一層の強化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」等の内容を定期的に見直すとともに、役職員に対するコンプライアンス教育に重点を置き、法令遵守に向けて全役職員一丸となって取り組んでいきます。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（金融機関の休業日を除く 午前9時～午後5時）

本所金融課 電話 0279-56-4151

北橋支所 電話 0279-52-2103

赤城支所 電話 0279-56-2301

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

①の窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

・共済事業

㈱日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

㈱自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）

（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）

㈱日弁連交通事故相談センター（電話：本部 0570-078325）

（<https://n-tacc.or.jp/>）

㈱交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

（<http://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年度末における自己資本比率は、19.11%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和 8年 6月 1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形または払戻請求書によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 なお、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いは停止しております。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金使途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の種類			保護される貯金等の額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金（注1）	当座貯金 無利息普通貯金等	全額保護
	一般貯金等	有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債（保護預り専用商品）等（注2）	合算して元本1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））
貯金保険の対象外となる貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（募集債等）等		保護対象外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和 8年 6月 1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があります。また、長期資金は、必要に応じて据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和 8年 6月 1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む）などにご利用いただけます。	10万円以上20,000万円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期間内）	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ローン (カード型は除く)	18歳以上、最終返済時の年齢が80歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJA組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	据置期間含め6か月以上15年以内 (借換の場合、借換対象の残存期間内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
多目的 ローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJA組合員の方となります。	負債整理資金等を除く資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイカー ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検費用、他金融機関等から借入中の自動車資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 ※新規就労者は、300万円が上限	据置期間含め6か月以上15年以内 (借換の場合、借換対象の残存期間内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローバ ローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円以上300万円以内（1万円単位）	1か月以上5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ロ ー ン (約定返済型)	20歳以上66歳未満のJA組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上300万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※65歳の誕生日以降（契約金額50万円以内の場合は70歳の誕生日以降）の契約更新は行わない	①毎月返済 ②任意返済	群馬県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円以上500万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※70歳の誕生日以降の契約更新は行わない		三菱UFJニコス（株）	

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和 8年 6月 1日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をととして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２、５、１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和 8年 6月 1日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
ＪＡキャッシュサービス ※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行ＡＴＭ、セブン銀行ＡＴＭ、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行ＡＴＭ、ＪＦマリンバンクＡＴＭによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
Ｊ Ａ カ ー ド	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならではの」クレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ＩＣキャッシュカードと一緒にＵ４３：ＢＱ５９になった一体型カードもございます。
Ｊ Ａ ネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約５，８００店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるＪＡバンクＡＴＭが約１０，２００台（※）あります。 （※）店舗数は２０２５年３月３１日現在、ＡＴＭ台数は２０２５年３月３１日現在 ＪＡバンク調べ
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税10%相当額を含む）を掲載しています。

(1) ATM利用手数料（1件につき）

※ J AバンクのATMを利用する場合

（令和 8年 6月 1日現在）

利用カード	利用時間	全国 J A 発行の キャッシュカード		提携金融機関の キャッシュカード (三菱UFJ銀行を除く)	三菱UFJ銀行の キャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出 金	入 金	出 金	出 金	出 金
平日	8:45～18:00	無料	無料	110 円	無 料	無 料
	18:00～21:00			220 円	110 円	110 円
土曜日	9:00～14:00			110 円	110 円	無 料
	14:00～17:00			220 円	110 円	110 円
日曜日 祝 日	9:00～17:00			220 円	110 円	110 円

(2) 為替関係手数料（1件につき）

（令和 8年 6月 1日現在）

区 分	取 扱 内 容		金 額	窓口利用	A T M利用	ネットバンク(個人)	ネットバンク(法人)
振込手数料	系統宛	同 一 店 内	3万円未満	220 円	110 円	無料	無料
			3万円以上	440 円	220 円	無料	無料
		県 内 J A	3万円未満	330 円	110 円	110 円	220 円
			3万円以上	550 円	220 円	220 円	440 円
	他行宛	電 信 扱 い	3万円未満	330 円	110 円	110 円	220 円
			3万円以上	550 円	220 円	220 円	440 円
		文 書 扱 い	3万円未満	660 円	440 円	220 円	440 円
			3万円以上	880 円	660 円	440 円	660 円
			3万円未満	660 円	—	—	—
			3万円以上	880 円	—	—	—

区 分	取扱内容	手数料
送金手数料	県 内 系 統 宛	550 円
	県 外 系 統 宛	550 円
	他 行 宛	880 円
代金取立手数料 (隔地間)	県内外系統宛	660 円
	他行普通扱い	880 円
	他行至急扱い	1,100 円

区 分	取扱内容	手数料
そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込組戻料	1,100 円
	不渡手形返却料	1,100 円
	取立手形組戻料	1,100 円
	取立手形店頭呈示料	1,100 円

(3) 諸手数料

（令和 8年 6月 1日現在）

取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金残高証明書発行手数料	1 通あたり	550 円
通帳・証書再発行手数料	1 冊（枚）あたり	1,100 円
I Cキャッシュカード再発行手数料	1 枚あたり	1,100 円
カード再発行手数料	1 枚あたり	1,100 円
取引履歴出力	1 回あたり	550 円
小切手帳交付手数料	1 冊あたり	660 円
自己宛小切手交付手数料	1 枚あたり	550 円
約束手形帳交付手数料	1 冊あたり	880 円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1 件あたり	110 円
国債口座管理手数料	1 口座あたり（月額）	無料
J Aネットバンク基本手数料※	1 契約あたり（月額）	1,100 円

※ただし、J Aネットバンクの基本手数料は個人は無料

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金を受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

○農業者賠償責任共済

……農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

□ 利用事業

ＪＡでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年2月28日現在)	令和7年度 (令和8年2月28日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	32,391,317	34,556,944
(1) 現金	198,839	289,354
(2) 預金	22,641,174	24,894,105
系統預金	22,633,528	24,884,270
系統外預金	7,645	9,835
(3) 有価証券	2,801,300	2,842,880
国債	817,780	722,530
地方債	1,530,480	1,726,030
社債	453,040	394,320
(4) 貸出金	6,587,423	6,343,484
(5) その他の信用事業資産	163,027	205,847
未収収益	157,080	199,869
その他の資産	5,947	6,018
(6) 貸倒引当金	△ 447	△ 18,727
2. 共済事業資産	932	1,861
(1) その他の共済事業資産	932	1,861
3. 経済事業資産	369,368	351,944
(1) 経済事業未収金	288,935	281,452
(2) 経済受託債権	4,125	5,202
(3) 棚卸資産	56,422	63,091
購入品	53,181	60,370
その他の棚卸資産	3,240	2,720
(4) リース投資資産	12,339	6,508
(5) その他の経済事業資産	7,610	7,616
(6) 貸倒引当金	△ 64	△ 11,926
4. 雑資産	57,756	57,357
5. 固定資産	588,576	566,227
(1) 有形固定資産	588,430	566,082
建物	941,455	941,455
機械装置	140,686	141,705
土地	243,373	243,373
その他の有形固定資産	310,658	311,378
減価償却累計額	△ 1,047,741	△ 1,071,829
(2) 無形固定資産	145	145
6. 外部出資	2,677,451	2,677,451
(1) 外部出資	2,677,451	2,677,451
系統出資	2,587,168	2,587,168
系統外出資	90,283	90,283
7. 前払年金費用	29,133	38,598
8. 繰延税金資産		
資産の部合計	36,114,535	37,250,385

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	33,506,519	35,873,892
(1) 貯 金	33,410,360	35,778,281
(2) その他の信用事業負債	96,159	95,610
未払費用	8,197	28,917
その他の負債	87,961	66,692
2. 共済事業負債	168,718	216,938
(1) 共済資金	89,236	135,531
(2) 未経過共済付加収入	77,930	78,253
(3) 共済未払費用	1,551	3,152
(4) その他の共済事業負債	-	-
3. 経済事業負債	222,247	211,901
(1) 経済事業未払金	196,552	196,457
(2) 経済受託債務	25,694	15,444
4. 雑 負 債	62,872	57,760
(1) 未払法人税等	10,042	6,453
(2) その他の負債	52,829	51,306
5. 諸引当金	13,623	15,131
(1) 賞与引当金	13,533	14,683
(2) 役員退職慰労引当金	89	448
6. 繰延税金負債	993	3,234
負 債 の 部 合 計	33,974,974	36,378,858
(純資産の部)		
1. 組合員資本	2,626,264	2,617,350
(1) 出資金	482,968	461,656
(2) 資本準備金	58	58
(3) 利益剰余金	2,163,957	2,174,264
利益準備金	788,643	799,643
その他利益剰余金	1,375,314	1,374,621
信用事業基盤強化積立金	215,000	215,000
リスク管理強化積立金	300,000	300,000
施設整備積立金	470,000	470,000
店舗事業基盤強化積立金	100,000	100,000
地域農業振興強化積立金	100,000	100,000
経営基盤強化積立金	65,000	95,000
当期末処分剰余金	125,314	94,621
(うち当期剰余金)	50,541	19,434
(4) 処分未済持分	△ 20,719	△ 18,628
2. 評価・換算差額等	△ 486,703	△ 745,823
(1) その他有価証券評価差額金	△ 486,703	△ 745,823
純 資 産 の 部 合 計	2,139,560	1,871,527
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	36,114,535	38,250,385

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和6年3月1日～令和7年2月28日)			令 和 7 年 度 (令和7年3月1日～令和8年2月28日)		
1. 事業総利益 (又は事業総損失)			556,649			592,940
事業収益		1,202,934			1,290,478	
事業費用		646,285			697,538	
(1) 信用事業収益		247,996			310,833	
資金運用収益	220,433			288,596		
(うち預金利息)	138,592			195,527		
(うち有価証券利息)	23,511			27,687		
(うち貸出金利息)	58,328			65,382		
(うちその他受入利息)	0			0		
役務取引等収益	8,195			9,013		
その他経常収益	19,368			13,222		
(2) 信用事業費用		59,402			111,078	
資金調達費用	8,759			49,103		
(うち貯金利息)	(8,571)			(48,908)		
(うち給付補填備金繰入)	(13)			(73)		
(うちその他支払利息)	(173)			(120)		
役務取引等費用	4,289			4,162		
その他経常費用	46,353			57,812		
(うち貸倒引当金繰入額)				(18,279)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 35)					
信用事業総利益			188,594			199,755
(3) 共済事業収益		192,517			202,329	
共済付加収入	180,796			187,899		
その他の収益	11,721			14,430		
(4) 共済事業費用		16,450			19,394	
共済推進費	9,899			13,880		
共済保全費	1,278			1,312		
その他の費用	5,272			4,202		
共済事業総利益			176,066			182,934
(5) 購買事業収益		592,518			620,193	
購買品供給高	545,346			579,247		
購買手数料	38,932			37,443		
その他の収益	8,238			3,502		
(6) 購買事業費用		501,469			529,954	
購買品供給原価	470,641			498,961		
その他の費用	30,827			30,993		
(うち貸倒引当金繰入額)	(31)			(11,849)		
購買事業総利益			91,049			90,238
(7) 販売事業収益		102,397			95,698	
販売手数料	88,972			85,059		
その他の収益	13,425			10,639		
(8) 販売事業費用		22,392			5,124	
その他の費用	22,392			5,124		
(うち貸倒引当金繰入額)				(12)		
販売事業総利益			80,005			90,573

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
(9) 利用事業収益		77,322		71,882
(10) 利用事業費用 (うち貸倒引当金戻入益)		53,490 (△ 1)		39,078 (△ 0)
利用事業総利益		23,831		32,803
(11) その他事業収益		1,207		933
(12) その他事業費用		51		18
その他事業総利益		1,155		914
(13) 指導事業収入		6,631		6,016
(14) 指導事業支出		10,684		10,298
指導事業収支差額		△ 4,053		△ 4,281
2. 事業管理費		520,854		584,413
(1) 人件費		386,030		453,684
(2) 業務費		42,926		43,813
(3) 諸税負担金		21,557		19,988
(4) 施設費		66,129		63,852
(5) その他事業管理費		4,210		3,073
事業利益		35,794		8,527
3. 事業外収益		34,089		33,402
(1) 受取雑利息		1,395		1,619
(2) 受取出資配当金		12,757		12,757
(3) 賃貸料		14,067		14,104
(4) 雑収入		5,869		4,921
4. 事業外費用		5,373		5,917
(1) 寄付金		264		239
(2) 賃貸費用		4,652		4,398
(3) 雑損失		456		1,280
経常利益		64,510		36,011
5. 特別利益		399		363
(1) 固定資産処分益		399		363
6. 特別損失				
(1) 固定資産処分損				
(2) 固定資産圧縮損				
(3) 減損損失				
税引前当期利益		64,910		33,498
法人税、住民税及び事業税		12,647		8,915
法人税等調整額		1,721		2,906
法人税等合計		14,369		14,064
当期剰余金		50,541		19,434
当期首繰越剰余金		74,773		75,187
当期末処分剰余金		125,314		94,621

3. 注 記 表

《令和6年度》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

ア. 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、5,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

学識経験役員の退職慰労金の支給に備えて、学識経験役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が出荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

育苗センター・椎茸完全共選所・野菜集出荷所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度実績による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、直近3ヵ年の固定資産事業利益率の県下平均値を採用しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 512 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ、翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 437,306 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 350,687 千円 機械装置 49,074 千円 その他の有形固定資産 37,544 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,850,000	質権	為替決済	—

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 32,647 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額はあります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はあります。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額 - 千円
うち事業取引高 - 千円

②子会社等との取引による費用総額	53 千円
うち事業取引高	53 千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に企画管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち其他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が243,845千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	22,641,174	22,581,535	△59,638
有価証券			
其他有価証券	2,801,300	2,801,300	—
貸出金	6,587,423		
貸倒引当金	△447		
貸倒引当金控除後	6,586,976	6,468,564	△118,412
資 産 計	32,029,450	31,851,400	△178,050
貯金	33,410,360	33,336,404	△73,955
負 債 計	33,410,360	33,336,404	△73,955

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によ

っています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,677,451

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	22,641,174					
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの						3,300,000
貸出金(*1,2)	646,788	591,301	557,037	535,791	512,122	3,744,383
合　　計	23,287,962	591,301	557,037	535,791	512,122	7,044,383

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 51,761 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	30,949,217	1,029,371	790,344	367,954	200,288	73,182

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	817,780	989,565	△171,785
	地方債	1,530,480	1,699,180	△168,700
	社債	453,040	599,258	△146,218
合 計		2,801,300	3,288,003	△486,703

(*) △486,703 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△15,995 千円
退職給付費用	18,906 千円
退職給付の支払額	△15,213 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△7,260 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△9,570 千円
期末における前払年金費用	△29,133 千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	278,757 千円
確定給付企業年金制度	△200,048 千円
特定退職金共済制度	△107,842 千円
未積立退職給付債務	△29,133 千円
前払年金費用	△29,133 千円

④退職給付に関する損益

勤務費用	18,906 千円
退職給付費用	18,906 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,824 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、39,771 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	134,622 千円
減損損失（償却資産）	6,206 千円
減損損失（土地）	5,841 千円
賞与引当金	3,743 千円
未収収益	3,243 千円
業務委託費損金不算入	2,315 千円
その他	1,762 千円
繰延税金資産小計	157,734 千円
評価性引当額	△ 147,145 千円
繰延税金資産合計（A）	10,589 千円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 8,058 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△ 3,524 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 11,582 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	△993 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.70%
住民税等均等割額	0.95%
評価性引当額の増減	△4.83%
その他	△0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.14%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.66%から28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債は270千円、法人税等調整額は270千円それぞれ増加することになります。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(貸手側)

① リース投資資産の内訳

リース料債権部分	13,672 千円
見積残存価額部分	－ 千円
受取利息相当額	<u>△1,333 千円</u>
合 計	12,339 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、不動産賃借契約に基づき使用しているふれあいの店赤城店等に関して、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

《令和7年度》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、5,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

定年前に職員を退職して役員に就任した学識経験役員の退職慰労金の支給に備えて、学識経験役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が出荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

育苗センター・椎茸完全共選所・野菜集出荷所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 臨時職員の直接労務費

前事業年度まで臨時職員の直接労務費については、各事業の事業費用に含めて表示していましたが、会計システム及び人事給与システムの改定を契機として、人件費に関する経理処理の統一性と簡明性を高めるとの観点から、事業管理費の人件費に含めて表示することに変更しました。

この結果、信用事業費用が 8,712 千円、共済事業費用が 399 千円、購買事業費用が 18,385 千円、販売事業費用が 19,184 千円、利用事業費用が 7,871 千円、それぞれ減少し、合わせて事業総利益が 54,553 千円増加しています。また、事業管理費が 54,553 千円増加しています。

なお、事業利益、経常利益並びに税引前当期利益に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,876 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度実績による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定をおいて算出しています。割引率は、直近3ヵ年の固定資産事業利益率の県下平均値を採用しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 30,654 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0 千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 435,622 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 350,687 千円 機械装置 48,662 千円 その他の有形固定資産 36,272 千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	2,500,000	質権	為替決済	—

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 37,271 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 207 千円、危険債権額は 2,943 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は3,150千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所・購買店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所や営農センター、育苗センター等農業関連施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
ふれあいの店赤城店	営業用店舗	車両運搬具及び 器具備品	-

② 減損損失を認識するに至った経緯

ふれあいの店赤城店については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

ふれあいの店赤城店 2,876千円（車両運搬具2,386千円、器具・備品490千円）
合計 2,876千円（車両運搬具2,386千円、器具・備品490千円）

④ 回収可能価額の算定方法

ふれあいの店赤城店の固定資産の回収可能価額は将来キャッシュ・フローによる回収が見込めないため、備忘価額で評価しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また通常の貸出取引については、本所に企画管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.47%上昇したものと想定した場合には、経済価値が129,232千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	24,894,105	24,813,723	△80,382
有価証券			
満期保有有価証券	300,000	291,960	△8,040
その他有価証券	2,542,880	2,542,880	—
貸出金	6,343,484		
貸倒引当金	△18,727		
貸倒引当金控除後	6,324,756	6,118,964	△205,792
資 産 計	34,061,742	33,767,527	△294,215
貯金	35,778,281	35,674,376	△103,904
負 債 計	35,778,281	35,674,376	△103,904

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,677,451

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	24,894,105					
有価証券						
満期保有目的の債券					200,000	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの						3,300,000
貸出金(*1, 2)	666,696	575,853	554,584	533,127	453,080	3,560,141
合 計	25,560,801	575,853	554,584	533,127	653,080	6,960,141

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 55,061 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	33,706,709	881,888	761,447	175,367	146,144	106,724

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの 地方債	300,000	291,960	△8,040
合 計	300,000	291,960	△8,040

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額(*)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの			
国債	722,530	990,156	△267,626
地方債	1,426,030	1,699,259	△273,229
社債	394,320	599,287	△204,967
合 計	2,542,880	3,288,702	△745,823

(*) △745,823 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払い年金費用	△29,133 千円
退職給付費用	11,521 千円
退職給付の支払額	△6,764 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△6,665 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△7,556 千円
期末における前払年金費用	△38,598 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	285,816 千円
確定給付企業年金制度	△207,979 千円
特定退職金共済制度	△116,435 千円
未積立退職給付債務	△38,598 千円
前払年金費用	△38,598 千円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用	11,521 千円
退職給付費用	11,521 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 5,132 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、35,058 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	211,590 千円
減損損失（償却資産）	6,408 千円
減損損失（土地）	5,991 千円
賞与引当金	4,061 千円
未収収益	4,182 千円
貸倒引当金	3,120 千円
業務委託費損金不算入	2,363 千円
その他	1,800 千円
繰延税金資産小計	239,517 千円
評価性引当額	△ 228,187 千円
繰延税金資産合計（A）	11,330 千円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 10,950 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△ 3,614 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 14,565 千円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△3,234 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.20%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.23%
住民税等均等割額	1.85%
評価性引当額の増減	5.35%
税率変更に伴う影響額	0.89%
修正申告等による影響額	8.68%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.98%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は297千円増加し、法人税等調整額は297千円増加しております。

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(貸手側)

① リース投資資産の内訳

リース料債権部分	7,225 千円
見積残存価額部分	－ 千円
受取利息相当額	<u>△716 千円</u>
合 計	6,508 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、不動産賃借契約に基づき使用しているふれあいの店赤城店等に関して、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	125,314,621	94,621,305
2. 剰余金処分額	50,127,500	23,756,400
(1) 利益準備金	11,000,000	5,000,000
(2) 任意積立金	30,000,000	10,000,000
経営基盤強化積立金	30,000,000	10,000,000
(3) 出資配当金	9,127,500	8,756,400
4. 次期繰越剰余金	75,187,121	70,864,905

(注) 1. 出資配当は次のとおりの割合です。

なお、出資配当金は全額出資預り金とし、その金額が1千円以上となったときは出資金に振替えさせていただきます。

令和6年度	令和7年度
年2.0%	年2.0%

2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積 立 目 的	積立目標額 積立基準	取崩基準	残 高 (令和8年2月29日現在)
信用事業 基盤強化積立金	金融の自由化に伴う金融競争激化に対して、競争力のある信用事業を確立し、組合の事業の改善発達に資するため、次の支出が発生した場合に対処するために積立てる (1) 電子計算機器・現金自動支払機の機器の購入・設置等に係る支出 (2) 上記の機器に係るソフトウェアの開発・購入に係る支出 (3) 信用事業の機械化店舗の設置に係る支出 (4) 信用事業に関するマーケティング調査等に係る支出 (5) 金利変動リスクに対する支出 (6) 上記(1)～(5)までに類する支出	各事業年度末貯金残高の1000分の10を累積限度額とする	積立目的に掲げる事由が発生したときは、理事会に付議したうえで取り崩す	215,000千円
リスク管理 強化積立金	次に掲げるリスクの発生により多額の損失が発生した場合に、組合員の負託に応える事業運営と経営の安定、組織の継続に寄与するために必要な財源を確保する (1) 与信先の財務状況の悪化、組合の保有資産の価値の毀損等により、債権・資産の価値が減少または消失し、損失を被る信用リスクの発生 (2) 金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被る市場関連リスクの発生 (3) 組合の資金繰りや市場の混乱等による市場流動性に起因して損失を被る流動性リスクの発生 (4) コンピュータシステムの不備、コンピュータの不正使用等によって損失を被り、またはシステム関連投資に伴うシステムリスクの発生 (5) 自然災害、家畜伝染病、農産物・加工品事故等の非常事態の発生により、直接的または間接的に被る災害リスクの発生 (6) その他のリスク、事務リスク、法務リスク、評判リスク、人材リスク、外部環境リスク等J A 経営、事業運営上のさまざまなリスクの発生	3億円を限度とする	積立目的に掲げる事由に該当する総額1千万円以上の支出が発生したときは、理事会に付議したうえでその必要額を取り崩す	300,000千円

積立金の種類	積立目的	積立目標額 積立基準	取崩基準	残高 (令和6年2月29日現在)
施設整備積立金	組合の事業の改善発展に資するため、新規事業・継続事業を問わず、次の支出が発生した場合に対応するため積み立てる (1) 建物の建設、改修等に係る施設整備のための支出 (2) 機械器具および事務機器(ソフトウェア代金および開発費等含む) (3) 土地の取得に係る支出 (4) 固定資産の取得、または除去に係る支出 (5) 上記(1)から(4)のほか、組合の施設整備に類する支出	5億円を限度とする	積立目的に掲げる事由に該当し、支出総額1百万円以上のときは、理事会に付議したうえで、その必要額を取り崩す	470,000千円
店舗事業 基盤強化積立金	Aコープ店舗の将来を見通した施設整備等に対応することにより、組合員及び地域住民への更なる利便性の向上をめざし、競争力のある店舗事業基盤を確立し、組合事業の改善発展に資する (1) 店舗施設の新たな設置に係る支出 (2) 既存店舗施設の改良、修繕に係る支出 (3) 店舗事業のための市場調査等に必要経費に係る支出 (4) 周年事業に必要な経費に係る支出 (5) 上記(1)～(4)までに類する支出	期末総資産残高の100分の1を限度とする	積立目的に掲げる事由が発生したときは、理事会に付議したうえで取り崩す	100,000千円
地域農業 振興強化積立金	組合員の負託に応えるべく、組合員が持続可能な農業・農村像の実現に向けて安定した所得確保に資するために必要な財源を確保する (1) 自然災害により農畜産物に甚大な被害が発生した場合の支出 (2) 海外原料相場の高騰などによる経営基盤の弱体化防止のための支出 (3) 輸入農畜産物の増加に伴う価格低迷時の支出	1億円を限度とする	積立目的に掲げる事由が発生し、支出総額が5百万円以上のときは理事会に付議し、その必要額を取り崩す	100,000千円
経営基盤強化 積立金	組合員の農業関連施設(これらを管理するための施設を含む。)を安定的に稼働させ、当JA管内の組合員の営農活動を持続的に支援していくため、JA事業・組織の再編や運営方式の変更等に伴う減損損失や引当金など将来発生が予想される支出・損失に対応する財源を確保することを目的とする	5億円を限度とする	積立目的に掲げる事由に該当する支出が発生したときは、理事会に付議したうえで、その必要額を取り崩す	95,000千円

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれております。

令和6年度	令和7年度
3,000千円	2,000千円

5. 部門別損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,307,888	310,833	202,329	619,746	168,956	6,021	
事業費用 ②	714,904	111,078	19,394	431,333	143,838	9,294	
事業総利益 ③=①-②	592,940	199,755	182,934	188,412	25,118	△ 3,272	
事業管理費 ④	584,413	133,110	147,959	241,071	25,526	36,745	
(うち減価償却費) ⑤	(28,759)	(5,612)	(2,271)	(20,121)	(554)	(198)	
(うち人件費) ⑤'	(453,684)	(107,333)	(126,639)	(166,096)	(19,781)	(33,832)	
※うち共通管理費 ⑥		32,518	30,188	90,268	7,699	4,560	△ 165,235
(うち減価償却費) ⑦		(1,414)	(1,313)	(3,928)	(335)	(198)	(△ 7,190)
(うち人件費) ⑦'		(12,745)	(11,832)	(35,380)	(3,017)	(1,787)	(△ 64,763)
事業利益 ⑧=③-④	8,527	66,644	34,974	△ 52,664	△ 409	△ 40,019	
事業外収益 ⑨	33,402	5,449	5,060	20,632	1,494	765	
※うち共通 ⑩		5,449	5,060	15,132	1,291	765	△ 27,698
事業外費用 ⑪	5,917	1,164	1,081	3,232	275	163	
※うち共通 ⑫		1,164	1,081	3,232	275	163	△ 5,917
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	36,011	70,929	38,953	△ 35,264	808	△ 39,417	
特別利益 ⑭	363	71	66	198	16	10	
※うち共通 ⑮		71	66	198	16	10	△ 363
特別損失 ⑯	2,876	96	89	2,654	22	13	
※うち共通 ⑰		96	89	267	22	13	△ 490
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	33,498	70,904	38,930	△ 37,720	802	△ 39,420	
営農指導事業分配額 ⑲		8,692	8,389	17,132	5,207	△ 39,420	
営農指導事業分配後税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	33,498	62,212	30,541	△ 54,852	△ 4,405		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割)の平均値
- (2) 営農指導事業
(均等割+事業総利益割)の平均値
- (3) 共通資産
(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	19.68	18.27	54.63	4.66	2.76	100.00
営農指導事業	22.05	21.28	43.46	13.21		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通資産
事業別の総資産	38,250,385	34,556,944	1,861	351,944	-	-	3,339,635
総資産(共通資産配賦後)	38,250,385	35,214,184	612,012	2,176,387	155,627	92,174	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8年 6月 2日
赤城橘農業協同組合
代表理事組合長 齊田 和則

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	2,522,418	1,208,412	1,185,880	1,202,934	1,290,478
信用事業収益	225,542	207,391	207,993	247,996	310,833
共済事業収益	249,950	220,651	198,108	192,517	202,329
農業関連事業収益	1,765,620	588,474	604,188	600,366	619,746
その他事業収益	281,303	191,893	175,589	179,709	168,956
経常利益	57,417	57,766	70,054	64,510	36,011
当期剰余金	58,619	25,848	35,585	50,541	19,434
出 資 金	530,197	514,706	501,867	482,968	461,656
(出資口数)	530,197	514,706	501,867	482,968	461,656
純資産額	2,515,364	2,354,496	2,317,186	2,139,560	1,871,527
総資産額	36,905,660	36,106,008	35,622,630	36,114,535	38,250,385
貯金等残高	33,667,220	33,207,211	32,816,505	33,410,360	35,778,281
貸出金残高	6,247,131	6,886,588	7,092,513	6,587,423	6,343,484
有価証券残高	1,237,790	1,763,240	2,506,700	2,801,300	2,842,880
剰余金配当金額	2,413	2,337	2,270	9,127	8,756
・出資配当の額	2,413	2,337	2,270	9,127	8,756
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	66	63	60	60	61
単体自己資本比率 (%)	17.73	18.36	18.68	18.64	19.11

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
収 支 差 額			
資金運用収支	211,674	239,493	27,819
役務取引等収支	3,906	4,851	945
その他事業収支	△ 26,985	△ 44,590	15,888
信用事業収支計	188,595	199,754	11,159
信用事業粗利益	215,579	244,345	28,766
(信用事業粗利益率)	(0.66)	(0.719)	(0.059)
事業粗利益	620,342	661,120	△ 17,174
(事業粗利益率)	(1.71)	(1.72)	(△ 0.05)
事業純益	99,488	57,853	△ 41,635
実質事業純益	99,488	76,707	△ 22,781
コア事業純益	99,488	76,707	△ 22,781
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	99,488	76,707	△ 22,781

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	32,190,160	220,431	0.68	33,458,303	288,596	0.86
うち預金	22,220,498	138,592	0.62	23,763,584	195,527	0.82
うち有価証券	3,118,796	23,511	0.75	3,223,017	27,687	0.85
うち貸出金	6,850,866	58,328	0.85	6,471,702	65,382	1.01
資金調達勘定	33,053,537	8,758	0.02	34,634,702	49,102	0.14
うち貯金・定積	33,053,537	8,585	0.02	34,634,702	49,102	0.14
うち譲渡性貯金						
うち借入金						
総資金利ざや	—		0.41	—		0.71

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	26,504	68,165
預 金	29,081	56,935
有価証券	6,029	4,176
貸 出 金	△ 8,606	7,054
支 払 利 息	△ 7,939	40,344
貯 金	△ 7,939	40,344
譲渡性貯金	—	—
借 入 金	—	—
差 引	34,443	27,821

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	19,640	59.4	19,455	55.9	△ 185
定 期 性 貯 金	13,409	40.6	15,356	44.1	1947
その他の貯金	10	0.0	7	0.0	△ 3
計	33,060	100.0	34,819	100.0	1759
譲渡性貯金		0.0		0.0	0
合 計	33,060	100.0	34,819	100.0	1759

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	13,616	100.0	16,324	100.0	2,708
固定金利定期	13,616	100.0	16,324	100.0	2,708
変動金利定期	-	-	-	-	-

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付金	-	-	-
証書貸付金	6,611	6,320	△ 291
当座貸越	53	54	1
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	187	107	△ 80
合 計	6,851	6,482	△ 369

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	4,184	63.1	3,828	59.6	△ 356
変動金利貸出	2,443	36.9	2,592	40.4	149
合 計	6,627	100.0	6,420	100.0	△ 207

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	47	41	△ 5
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	18	17	0
そ の 他 担 保 物	47	48	0
計	113	107	△ 5
農業信用基金協会保証	2,521	2,478	△ 42
そ の 他 保 証	528	529	0
計	3,049	3,007	△ 41
信 用	3,425	3,228	△ 197
合 計	6,587	6,343	△ 243

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	-
信 用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	2,546	38.7	2,451	38.6	△ 95
運 転 資 金	4,039	61.3	3,891	61.3	△ 148
合 計	6,587	100.0	6,343	100.0	△ 244

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	791	12.0	776	12.2	△ 15
林 業	0	0.0	0	0.0	0
水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
製 造 業	88	1.3	89	1.4	1
鉱 業	0	0.0	0	0.0	0
建設業・不動産業	230	3.4	215	3.4	△ 14
電気・ガス・熱供給・水道業	44	0.6	42	0.6	△ 1
運 輸 ・ 通 信 業	20	0.3	23	0.4	2
金 融 ・ 保 険 業	48	0.7	167	2.6	119
卸売・小売・サービス業・飲食業	539	8.2	528	8.3	△ 11
地 方 公 共 団 体	3,396	51.5	3,090	51.5	△ 305
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	1,427	21.6	1,406	21.6	△ 20
うち個人	1,416	21.5	1,400	22.1	△ 15
うち法人	11	0.1	6	0.1	△ 5
合 計	6,587		6,343		△ 243

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業			
穀作	3	2	△ 1
野菜・園芸	391	396	5
果樹・樹園農業	29	21	△ 8
工芸作物	23	31	8
養豚・肉牛・酪農	80	72	△ 8
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	202	222	20
農業関連団体	-	-	-
合 計	729	745	16

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別
〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	700	722	22
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	29	23	△ 7
その他制度資金	-	-	-
合 計	729	745	16

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	0	0	0

(注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
危険債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	14	2	-	11	14
要管理債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	14	2	-	11	14
正常債権	6年度	6,815				
	7年度	6,645				
合 計	6年度	6,815				
	7年度	6,660				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	517	478	0	517	478	478	18,854	0	478	18,854
個別貸倒引当金	0	34	0	0	34	34	11,799	0	34	11,799
合 計	517	512	0	517	512	512	30,654	0	512	30,654

(注)「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。

決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	7	35	8	36
	金額	5,790,169	8,952,191	5,684,032	9,742,492
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	1	1	1	0
	金額	142,121	132,749	114,893	92,070
合 計	件数	9	37	9	37
	金額	5,932,290	9,084,941	5,798,926	9,834,562

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	988,768	909,569	△ 79,199
地 方 債	1,530,921	1,812,577	281,656
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
特 別 法 人 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	599,106	536,013	△ 63,093
合 計	3,118,795	3,258,160	139,365

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③有価証券残存期間別残高

【令和6年度末】

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	1,000,000	-	1,000,000
地 方 債	-	-	-	-	1,200,000	500,000	-	1,700,000
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	600,000	-	600,000
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-

【令和7年度末】

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	1,000,000	-	1,000,000
地 方 債	-	-	-	-	1,500,000	500,000	-	2,000,000
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	600,000	-	600,000
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：千円)

保有区分	令和6年度			令和7年度		
	取得価額	時 価	評 価 損 益	取得価額	時 価	評 価 損 益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	-	-	-	300,000	8,040	△ 291,960
そ の 他	3,288,003	2,801,300	△ 486,703	3,288,703	745,823	△ 2,542,880
合 計	3,288,003	2,801,300	△ 486,703	3,588,703	753,863	△ 2,834,840

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

開示の対象となる取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

開示の対象となる取引はありません。

②残高有り投資信託口座数

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円、件)

種 類		令和6年度				令和7年度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生	終 身 共 済	105	525,853	3,968	21,068	214	1,068,889	3,966	19,991,926
	定期生命共済	20	204,000	139	1,147	10	90,000	146	1,201,210
	養老生命共済	27	83,170	1,269	7,603	35	83,340	1,157	6,512,724
	こども共済	22	42,800	650	1,393	33	69,000	656	1,395,900
命	医 療 共 済	148	2,000	2,636	288	222	6,500	2,637	282,100
	が ん 共 済	20	-	613	162	190	-	671	130,500
	定期医療共済	-	-	99	103	-	-	94	101,600
	介 護 共 済	75	193,245	528	1,231	97	323,547	588	1,443,188
	認 知 症 共 済	0		11		1		12	
	生活障害共済	6		169		14		178	
	特定重度疾病共済	21		296		24		316	
	年 金 共 済	32	-	3,097	48,606	40	-	2,982	-
系	建 物 更 生 共 済	250	2,658,500	4,479	80,211	247	2,276,980	4,367	47,668,290
	合 計	704	3,666,769	17,304	160,419	1,094	3,849,257	17,114	77,331,539

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。
2. J A共済は、農業協同組合法に基づき J A と J A 全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J A が負う共済責任につきましては、J A 全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
医 療 共 済	148	20	2,636	7,767	222	15	2,637	6,613
		19,000		201,742		26,614		232,682
が ん 共 済	20		613		190		671	2,870
		106		3,664		14,511		21,200
定 期 医 療 共 済	-	-	99	493	-	-	94	468
合 計	168	126	3,348	11,924	412	15	3,402	9,951
		19,000		201,742		41,125		253,882

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
- なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円、件)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
介 護 共 済	75	248,937	528	1,528,981	97	483,180	588	1,876,403
認 知 症 共 済	-	-	11	9,000	1	2,000	12	11,000
生活障害共済(一時金型)	6	24,000	146	957,500	12	89,000	152	1,000,500
生活障害共済(定期年金型)	-	-	23	26,000	2	1,600	26	28,600
特定重度疾病共済	21	23,500	296	345,600	24	24,000	316	362,600
合 計	102	296,437	1,004	2,867,081	136	599,780	1,094	3,279,103

- (注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円、件)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	32	13,158	2,192	1,218,917	40	16,294	2,088	1,134,113
年 金 開 始 後	-	-	905	340,677	-	-	894	340,685
合 計	32	13,158	3,097	1,559,595	40	16,294	2,982	1,474,798

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円、件)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件 数	契 約 高	件 数	契 約 高
火 災 共 済	590	6,873,810	617	7,254,330
自 動 車 共 済	5,638		5,590	
傷 害 共 済	4,120	28,126,300	3,577	26,667,100
団体定期生命共済		-		-
定額定期生命共済		-		-
賠償責任共済	127		133	
自 賠 責 共 済	2,877		2,978	
計	13,352	35,000,110	12,895	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額
(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

開示の対象となる取引はありません。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		取 扱 高	
		令和6年度	令和7年度
生 産 資 材	肥 料	76,484	85,867
	農 薬	98,395	110,377
	飼 料	815,727	717,775
	農 業 機 械	33,599	26,849
	自動車(除く二輪)	-	-
	燃 料	113,758	109,305
	包 装 資 材	125,461	144,216
	温 床 資 材	32,313	29,703
	種 子	48,875	49,875
	畜 産	225,152	273,749
	そ の 他	1,563	1,746
	小 計	1,571,327	1,549,467
	食 米	1,277	1,914
	品 一 般 食 品	33,506	29,135
	衣 料 品	280	317
	耐 久 消 費 財	27,492	47,344
	日 用 保 健 雑 貨	4,076	8,773
	家 庭 燃 料	64,056	85,811
	そ の 他	10,810	7,209
	小 計	141,500	180,507
合 計		1,712,833	1,729,974

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱高	取扱高
米	7,004	7,914
麦	128	124
豆 ・ 雑 穀	-	-
野 菜	1,501,003	1,582,309
果 実	22,488	27,143
花 き ・ 花 木	61,246	54,513
畜 産 物	3,334,009	3,069,997
林 産 物	63,232	60,452
直 売 所	-	-
そ の 他	95,119	115,690
合 計	5,084,233	4,918,146

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

開示の対象となる取引はありません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保 管 料	48	19
	荷 役 料	-	-
	保 管 雑 収 入	244	35
	計	292	54
費 用	保 管 材 料 費	-	-
	保 管 労 務 費	-	-
	保 管 雑 費	51	18
	計	51	18
差 引		240	36

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	育苗センター	24,458	25,122
	椎茸完全共選所	12,970	12,333
	野菜集出荷所	31,053	27,805
	機械利用料	151	134
	リ ー ス	8,688	6,583
	計	77,322	71,882
費 用	育苗センター	14,318	14,051
	椎茸完全共選所	11,763	4,411
	野菜集出荷所	19,624	14,733
	機械利用料	40	50
	リ ー ス	7,744	5,831
	計	53,490	39,078
差 引		23,831	32,803

(5) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦 課 金	1,423	1,385
	指導事業補助金	3,416	1,823
	その他の収益	1,792	2,808
	計	6,631	6,016
支 出	営 農 改 善 費	4,818	4,276
	農 政 活 動 費	180	175
	農 地 確 保 費	167	167
	生 活 改 善 費	-	-
	組 織 活 動 費	5,347	5,505
	教 育 広 報 費	171	171
	計	10,684	10,298
差 引		△ 4,053	△ 4,281

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％、ポイント)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.178	0.094	-0.084
資本経常利益率	30.15	1.924	-28.226
総資産当期純利益率	0.139	0.065	-0.074
資本当期純利益率	2.362	1.344	-1.018

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	19.71	17.72	-1.99
	期中平均	19.59	18.62	-0.97
貯 証 率	期 末	8.38	7.94	-0.44
	期中平均	9.78	9.37	-0.41

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,617,137	2,608,594
うち、出資金及び資本準備金の額	482,968	461,656
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,163,957	2,174,264
うち、外部流出予定額 (△)	△ 9,127	△ 8,756
うち、上記以外に該当するものの額	△ 20,719	△ 18,628
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	478	18,854
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	478	18,854
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,617,615	2,627,449
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	113	113
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	113
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	29,133	38,598
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,246	38,711

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,588,369	2,588,737
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,735,295	13,150,686
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	12,735,295	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,147,270	394,796
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	13,882,565	13,545,483
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.64	19.11

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円、%)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	198,839	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	992,263	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,104,803	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	100,232	10,023	400
我が国の政府関係機関向け	99,392	9,939	397
地方三公社向け	200,334	40,066	1,602
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,654,837	4,530,967	181,238
法人等向け	200,200	40,040	1,601
中小企業等向け及び個人向け	84,853	46,435	1,857
抵当権付住宅ローン	329,040	89,583	3,583
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	5,947	1,189	47
信用保証協会等保証付	2,522,436	250,892	10,035
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	223,941	233,941	8,957
（うち出資等のエクスポージャー）	223,941	233,941	8,957
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	3,853,134	7,492,216	299,688
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,460,400	6,151,000	246,040
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ILAC関連調達手段のうち、その他外部ILAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,392,734	1,341,216	53,648
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-
	(うち非STC要件適用分)	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-
	(うちマンドレート方式)	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	36,572,473	12,735,295	509,411
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
	合計(信用リスク・セットの額)	36,572,473	12,735,295	509,411
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
		1,147,270		45,890
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 c		所要自己資本額 $d = c \times 4\%$
		13,882,565		555,302

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和7年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	289,354	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	992,854	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け	5,099,923	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け	100,232	10,023	400
我が国の政府関係機関向け	99,421	9,942	397
地方三公社向け	200,334	40,066	1,602
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,051,095	5,010,219	200,408
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
カバード・ボンド向け			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	200,200	40,040	1,601
（うち特定貸付債権向け）			
中堅中小企業等向け及び個人向け	378,787	220,400	12,177
（うちトランザクター向け）	6,670	3,001	120
不動産関連向け	285,777	84,032	3,361
（うち自己居住用不動産等向け）	285,777	84,032	3,361
（うち賃貸用不動産向け）			
（うち事業用不動産関連向け）			
（うちその他不動産関連向け）			
（うちADC向け）			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	14,743	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
取立未済手形	5,977	1,195	47
信用保証協会等による保証付	2,480,974	246,975	9,879
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
株式等	217,051	217,051	8,682
共済約款貸付			

		令和7年度		
		エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外				
(うち重要な出資のエクスポージャー)				
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)				
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		2,460,400	6,151,000	246,040
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		0		
(うち総額主等の議決権の50%以上を有する議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)				
(うち総額主等の議決権の50%未満を有する議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)				
(うち上記以外のエクスポージャー)		1,119,740	1,119,740	44,789
証券化				
(うちSTC要件適用分)				
(短期STC要件適用分)				
(うち不良債権証券化適用分)				
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)				
再証券化				
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
(うちルックスルー方式)				
(うちマンドート方式)				
(うち蓋然性方式250%)				
(うち蓋然性方式400%)				
(うちフォールバック方式)				
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)				
標準的手法を運用するエクスポージャー別計				
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)				
中央清算期間関連エクスポージャー				
合計(信用リスク・セットの額)		38,996,869	13,150,686	526,027
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額		マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
<簡易方式又は標準的方式>				
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額		オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
<標準的計測手法>		394,796		15,791
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		13,545,483		541,819

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	394,796
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	394,796
BI	263,197
BIC	31,583

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバルレーティング（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに				信用リスクに			
		関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農 業	242	242	-	-	253	253	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	200	-	200	-	200	-	200	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	200	-	200	-	200	-	200	-
	金融・保険業	22,846	-	199	-	25,240	116	199	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	124	124	-	-	117	117	-	-
	日本国政府・地方公共団体	6,097	3,402	2,694	-	6,092	3,096	2,996	-
	上記以外	14	14	-	-	8	8	-	-
	個 人	2,811	2,811	-	-	2,781	2,769	-	-
その他		4,034	-	-	-	4,102	-	-	-
業種別残高計		36,572	6,595	3,294	-	38,996	6,361	3,596	-
	1年以下	22,695	48	-		24,983	58	-	
	1年超3年以下	136	136	-		111	111	-	
	3年超5年以下	469	469	-		734	533	200	
	5年超7年以下	377	377	-		498	398	100	
	7年超10年以下	2,085	883	1,201		2,983	1,781	1,202	
	10年超	6,716	4,623	2,092		5,518	3,424	2,093	
	期限の定めのないもの	4,089	55	-		4,167	53	-	
	残存期間別残高計	36,572	6,595	3,294		38,996	6,361	3,596	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		0	0	-	0	0		0	0	-	0	0	
個別貸倒引当金		0	0	-	0	0		0	0	-	0	11	
法人	農 業												
	林 業												
	水産業												
	製造業												
	鉱 業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱 供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲 食・サービス業												
	上記以外												
	個 人	0	0	-	0	0		0	0	-	0	11	
業種別計		0	0	-	0	0		0	0	-	0	11	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	289,354		289,354		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	992,854		992,854		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	5,099,923		5,099,923		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	100,232		100,232		10,023	0
我が国の政府関係機関向け	10～20	99,421		99,421		9,942	0
地方三公社向け	20	200,334		200,334		40,066	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	25,051,095		25,051,095		5,010,219	0
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	25,031,385		25,031,385		5,006,277	0
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	200,200		200,200		40,040	0
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	370,503	82,839	327,912	8,283	220,400	1
（うちトランザクター向け）	45		66,700		6,670		0
不動産関連向け	20～150						
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	285,777		285,551		84,032	0
（うち賃貸用不動産向け）	30～150						
（うち事業用不動産関連向け）	70～150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	2,944		0		0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	5,977		5,977		1,195	0
信用保証協会等による保証付	0～10	2,480,974		2,469,750		246,975	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	217,051		217,051		217,051	1
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250						
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,460,400		2,460,400		6,151,000	3
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,158,452		1,158,452		1,119,740	1

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
証券化	—						
(うちSTC要件適用分)	—						
(短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	39,015,493	82,839	38,958,513	8,283	13,150,688	0

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果をもとにした後のエクスポージャーの額

〔令和7年度〕		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）											（単位：百万円）		
項目		0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け 外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行等向け		0												0	
我が国の地方公共団体向け 外国の中央政府等以外の公共部門向け 地方公共団体金融機関向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け		5										0		5	
				0								0		0	
				0								0		0	
		0		20%		30%		50%		100%		150%		その他	
国際開発銀行向け														合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け （うち、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）		25										0		25	
		10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	
カバード・ボンド向け		20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。） （うち特定貸付債権向け）		0										150%		その他	
														0	
劣後債権及びその総資本性証券等 株式等		100%				150%		250%		400%		その他		合計	
								0				0		0	
中堅中小企業等向け及び個人向け （うちトラディンクター向け）		45%				75%		100%		その他				合計	
		0						0				0		0	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け		20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%	
		0						0				50%		62.50%	
		30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%	
不動産関連向け うち貸貸用不動産向け												93.75%		105%	
		70%				90%		110%		112.50%		150%		その他	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け														合計	
				60%				その他							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け														合計	
				100%				150%		その他					
不動産関連向け うちA D C向け														合計	
		50%				100%		150%		その他					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く） 自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞		2								285				合計	
		0%		10%		20%		100%		その他				合計	
現立未済手形		0						0				0		0	
信用保証協会等による保証付		0				2						0		0	
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付														2	
共済約款貸付															

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

項 目		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%		6,360	6,360
	リスク・ウェイト2%			
	リスク・ウェイト4%			
	リスク・ウェイト10%			
	リスク・ウェイト20%	200	23,063	23,263
	リスク・ウェイト35%		158	158
	リスク・ウェイト50%			
	リスク・ウェイト75%		61	61
	リスク・ウェイト100%		1,558	1,558
	リスク・ウェイト150%			
	リスク・ウェイト250%		2,460	2,460
	その他			
リスク・ウェイト1250%				
計		200	36,372	36,572

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合 計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満				
40%～70%				
75%				
80%				
85%				
90%～100%				
105%～130%				
150%				
250%				
400%				
1250%				
その他				
合計				

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け		
法人等向け	2	
中小企業等向け及び個人向け	2	
抵当権住宅ローン		170
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
上記以外	8	31
合 計	13	202

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

区 分	令和7年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け		
我が国の政府関係機関向け		
地方三公社向け		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	89
自己居住用不動産等向け		106
賃貸用不動産向け		
事業用不動産関連向け		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外		
合 計	5	195

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座借越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①系統及び系統外出資として管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている。系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場				
非上場	2,684	2,684	2,677	2,677
合 計	2,684	2,684	2,677	2,677

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定額貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

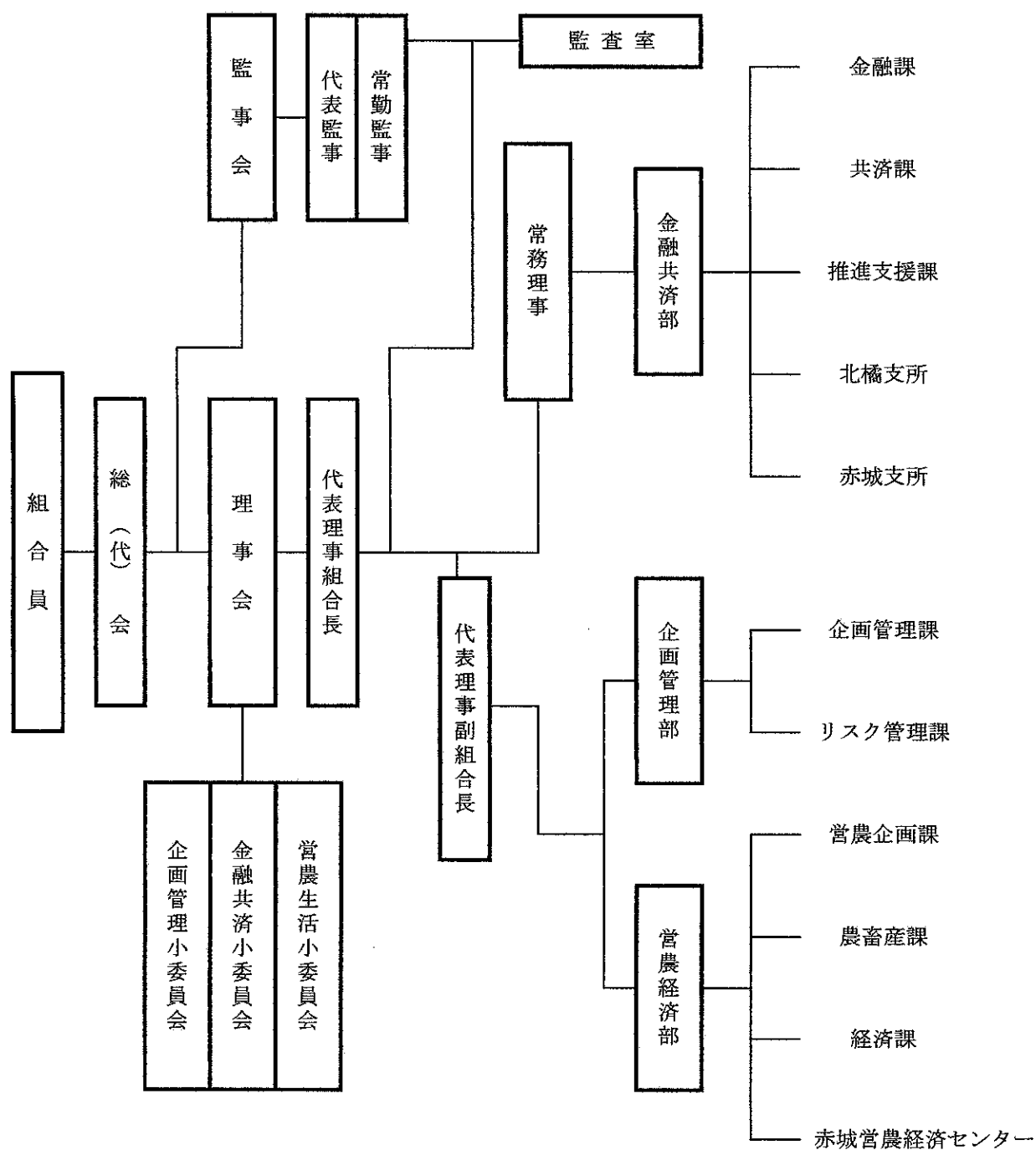
②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	296	391	58	39
2	下方パラレルシフト				
3	スティープ化	277	408		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	14	26		
7	最大化	296	408	58	39
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,588		2,579	

1. 組織機構図

1. 組織機構図



2. 役員一覧

(令和8年6月現在)

役 職 名	氏 名	常・非常 勤の別	代表権 の有無	備 考
副 組 合 長	齊 田 和 則	常勤	有	認定農業者
組 合 長	森 田 幸 道	常勤	有	認定農業者
常 務 理 事	千 木 良 広	常勤	無	金融担当 実践的能力者
筆 頭 理 事	柴 崎 誠 至	非常勤	無	
理 事	石 田 か つ 江	非常勤	無	
〃	梅 沢 芳 夫	非常勤	無	実践的能力者
〃	大 畠 恵 一	非常勤	無	実践的能力者
〃	狩 野 数 良	非常勤	無	
〃	狩 野 均	非常勤	無	実践的能力者
〃	須 田 健 一	非常勤	無	実践的能力者
〃	鳥 山 薫	非常勤	無	認定農業者
〃	萩 原 偉 三 男	非常勤	無	実践的能力者
〃	星 野 敬 太 郎	非常勤	無	実践的能力者
〃	三 田 正	非常勤	無	認定農業者
代 表 監 事	町 田 勝 茂	非常勤	無	
常 勤 監 事	岡 部 哲 也	常勤	無	
監 事	齋 藤 隆	非常勤	無	
〃	春 田 和 美	非常勤	無	

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年6月現在)
東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		令和6年度	令和7年度	増減
正組合員	個人	1,727	1,658	△ 69
	法人 農事組合法人	1	1	0
	法人 その他の法人	26	26	0
准組合員	個人	1,425	1,474	49
	農業協同組合	—	—	—
	農事組合法人	2	2	0
	その他の団体	30	28	△ 2
合 計		3,211	3,189	△ 22

5. 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	構成員数
農事支部	
J A赤城橋年金友の会	1,904人
J A赤城たちばな女性部	43人
AKAGI グリーンアメニティ	21人
J A赤城たちばな青年部	10人
赤城橋生産者協議会	463人
J A赤城橋養豚協議会	9人
J A赤城橋肉牛肥育農家協議会	10人
赤城橋雨除けほうれん草組合	54人
赤城橋ねぎ部会	26人
赤城橋花卉園芸組合	19人
赤城橋ソ菜組合	86人
赤城橋椎茸組合	13人
赤城橋野菜部会	62人
J A赤城たちばなブロッコリー部会	43人
赤城橋マル北ミニトマト組合	7人
赤城橋やさい部会	66人
赤城橋果実部会	62人
赤城たちばなこんにゃく研究会	6人

当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません

7. 地区一覧

渋川市

8. 店舗一覧

(令和8年6月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD・ATM 設置台数
本所	群馬県渋川市赤城町滝沢64-2	0279-56-4151	1 台
北橋支所	群馬県渋川市北橋町真壁1419-1	0279-52-2103	1 台
赤城支所	群馬県渋川市赤城町津久田1930-1	0279-56-2301	1 台

店舗外CD・ATM設置台数 0 台

9. 沿革・歩み

年 月 日	主 な 事 項
平成11年3月1日	赤城橋農業協同組合設立
平成11年3月14日	勢多北部3JA合併推進協議会解散式ならびにJA赤城たちばな発足式
平成11年5月27日	平成10年度事業報告会（しきしま支所）
平成11年5月28日	平成10年度事業報告会（北橋支所支所）
平成11年5月28日	平成10年度事業報告会（横野支所）
平成11年9月29日	JA赤城たちばな農業振興連絡協議会設立総会
平成11年10月7日	食材センター開所式
平成12年6月29日	JA赤城たちばな青色申告会設立総会
平成12年7月11日	JA赤城たちばな青年部設立総会
平成14年9月1日	Aコープ北橋店 ㈱エコープ群馬へ業務移管
平成16年3月1日	堆肥センター事業を利用者へ経営移管
平成17年2月28日	有線放送事業を廃止
平成18年8月4日	子会社 ㈱グリーンファーム赤城たちばな設立
平成19年2月24日	八崎出張所を廃止し、北橋支所へ統合
平成26年8月31日	ふれあいの店八崎店閉店
平成26年11月25日	北橋支所移転
平成28年6月14日	八崎ふれあい館名称決定
平成28年6月30日	特産物直売所閉店
平成30年3月15日	横野集出荷貯蔵施設完成
令和2年2月29日	育苗センター統合
令和3年2月28日	ふれあいの店横野店としきしま店を統合し、ふれあいの店赤城店を新設
令和3年2月28日	子会社 ㈱グリーンファーム赤城たちばな解散
令和3年4月24日	横野支所としきしま支所を統合し、赤城支所を新設
令和5年12月15日	横野集出荷貯蔵施設増設